

資料 1

本日の議題

- (1) 安城市環境審議会について
- (2) 第1次安城市環境基本計画について
- (3) 第2次安城市環境基本計画と令和3年度アクションプランについて
- (4) 地球温暖化問題について【講義】
- (5) 安城市における地球温暖化対策の施策・方針等について

1

(1) 安城市環境審議会について

1. 環境審議会とは

年次報告書や施策の進捗状況を調査審議する機関として、安城市環境基本条例第22条の規定に基づき設置しています。

【安城市環境基本条例】

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

3

2. 審議する内容

安城市の環境施策の方針について定めた「安城市環境基本計画」の進捗について、客観的に評価し、意見を述べる組織です。また、計画の策定や改定時には、方針や内容の案についても審議します。

【安城市環境基本条例】

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

4

3. 審議会委員の構成

審議会の委員は20人以内で組織されます。任期は2年です。有識者や関係団体の代表、公募市民等で構成します。今期は第2次環境基本計画の策定を審議することを踏まえ、委員をお願いしています。

【安城市環境基本条例】

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

5

(2) 第1次安城市環境基本計画について

第1次安城市環境基本計画

～環境負荷の少ない、人と自然が共生する、良好な環境が持続的に発展するまち～



基本目標1 低炭素なまちをつくる

生活や移動におけるエネルギーの利用、経済活動といった日常の各場面で、市民・事業者・市が、二酸化炭素排出量の削減につながる行動に取り組むことで「低炭素なまち」を目指していきます。



基本目標2 暮らしと自然を守るまちをつくる

市民・事業者・市が、身近な生活環境の質の向上について考え、行動することで、市民の「暮らし」と安城の「自然」が守られるまちを目指していきます。



基本目標3 資源が循環するまちをつくる

モノを買うとき、捨てるとき、そして水を使うときに、市民・事業者・市が、資源の循環について考え、行動することができる「資源が循環するまち」を目指していきます。

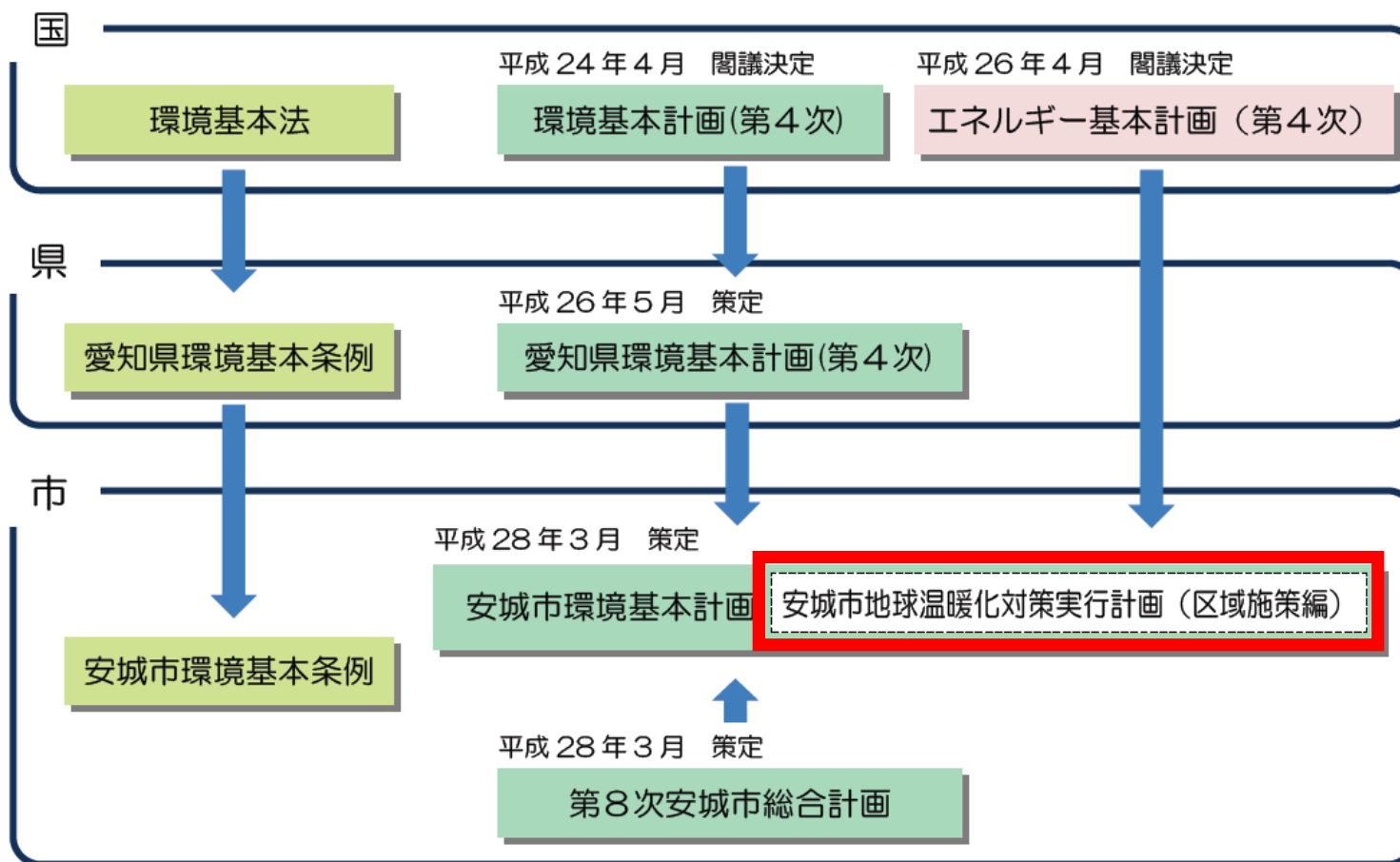


基本目標4 市民みんなが行動するまちをつくる

市民・事業者・市が、環境問題を「自分の問題」として意識することで、この環境を次代に引継ぐことのできる、持続可能な社会の姿「市民みんなが行動するまち」を目指していきます。

7

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）



地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

3.2 安城市域における温室効果ガス排出量の削減目標及び最新値

平成 25 年度 (2013 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
2,590 千 t-CO ₂ (基準年度)	平成 25 年度比 4%減 2,475 千 t-CO ₂ (最新値)	平成 25 年度比 10.7%減 2,313 千 t-CO ₂ (短期目標)	平成 25 年度比 26.0%減 1,916 千 t-CO ₂ (長期目標)